国立大学法人佐賀大学ネーミングライツパートナー募集要項

国立大学法人佐賀大学では、教育研究環境の向上に民間等資金を活用するため、ネーミングライツパートナーを募集します。

　（本学のネーミングライツ事業）

第１　ネーミングライツパートナーとなった法人・企業には、本学の所有する施設（室、建物、屋外空間等）に企業名や商標名等を冠した「愛称」を設定できる権利を付与します。

　（ネーミングライツ対象施設）

第２　本学が所有する施設のうち、パンフレットに示す施設等の中からお選びください。

その他の施設をご希望の場合は個別に協議させていただきます。ただし、研究教育施設(単独の講義棟・講堂を除く)、病院（診療施設）、附属学校・幼稚園、管理施設（本部事務棟、管理棟等）、歴史的建造物、寄附者の名称が入った寄附建物は対象外とさせていただきます。

（ネーミングライツの期間）

第３　原則２年以上５年以下とし、ネーミングライツパートナーと協議の上決定します。

終了日は原則３月３１日とし、看板等の撤去・現状復旧期間を含みます。

（ネーミングライツの契約料金）

第４　本学が希望する額以上（消費税等相当額は別途）とし、ネーミングライツパートナーと協議の上決定します。

契約金は、初年度は契約から３０日以内、翌年度からは４月末日までに１年分を一括でお支払いいただきます。なお、初年度は契約日の翌月末までを準備期間とし、それ以降を月割で計算した金額を請求させていただきます。

（愛称の付与（ネーミングライツ））

第５　愛称は、本学で審査後、最終決定します。原則として契約期間中の愛称変更はできません。

　（ネーミングライツパートナー特典）

第６　ネーミングライツパートナーには、次の各号に掲げる特典があります（特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はできません。）

(1)　対象施設等に「愛称」を表示した看板等を設置することができます。

※ただし、法令や施設構造によって材種・重量・取付方法等に制限を掛けることがあります。

(2)　本学は、広報誌やホームページを通じて、愛称の普及と定着に努力します。

※本事業は施設等の正式名称を変更するものではありません。施設利用者の混乱防止のため、契約期間中でも愛称ではなく正式名称を使用することがあります。

(3)　ネーミングライツパートナー自身も本学のネーミングライツパートナーであることをＰＲすることができます。対象施設には企業等を紹介するインフォメーションボードを設置できます（原則として1500mm×900㎜以下とします。）

(4)　希望により学生向けの合同企業説明会・個別会社説明会への優先参加、本学インフォメーションコーナーへの企業パンフレットの設置・配布などが可能です。

その他希望される特典があれば、応募時に提案してください。

（愛称の看板等の設置等に伴う費用負担）

第７

(1)　愛称を表記した看板等の設置、維持（破損時の修復）、変更及び契約期間満了後の原状回復に係る費用はネーミングライツパートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別に負担願います。）看板等の内容（デザインや大きさ、材質）、設置場所、取付方法等については 本学と協議が必要です。

※すでに学内に設置されている案内サイン等の変更を希望する場合、費用はネーミングライツパートナーの負担となります。

(2)　契約締結後に作成する大学広報誌等への愛称等の表示及び本学のホームページ掲載等については本学の負担で行います。

(3)　愛称の使用開始日において、看板の設置等が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料に変更はありません。

(4)　愛称に関する一切の責任は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。第三者から愛称等に関して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決しなければなりません。看板等により第三者に損害が生じた場合の責任及び負担についても同様とします。

（契約の解除）

第８　ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、大学は期間満了を待たずに契約を解除できるものとします。

また、ネーミングライツパートナーの事情等により事業の継続が困難な場合は、１ヵ月以上前に大学へ契約の解除を申し出てください。

ただし、すでに納付済みのネーミングライツ料の返還はできません。

これらの契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

（応募時の提出書類）

第９　正式な応募に先立ち、事前協議が必要となります。まずはホームページより仮申込フォームに必要事項をご入力ください。https://www.saga-u.ac.jp/koho/namingrights\_form.html

事前協議の結果、正式に応募する際に必要な書類は以下のものとなります。

(1)　ネーミングライツ事業申込書（別紙様式１）

(2)　ネーミングライツパートナーを希望する法人等に係る以下の書類等

① 登記事項証明書（発行から３か月以内の履歴事項全部証明書）

② 定款、寄附行為その他これらに類する書類

③ 直近３事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書

④国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

⑤反社会的勢力排除に関する誓約書

※全省庁統一資格審査結果通知書または文部科学省建設工事及び設計・コンサルティング業務に係る参加資格認定通知書の写しを提出することにより、③、④の書類を省略することができます。

仮申込フォームの提出及び問合せ先

佐賀大学環境施設部企画管理課施設管理主担当

〒840－8511 佐賀市本庄町1番地

電話 0952－28－8974

FAX 0952－28－8951

E-mail sisetkan@mail.admin.saga-u.ac.jp

別紙様式１（第９関係）

年 月 日

国立大学法人佐賀大学長 殿

申込者

# ネーミングライツ事業申込書

佐賀大学が実施するネーミングライツ事業に、関係書類を添えて以下のとおり応募します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象施設等の名称 |  | |
| 応募の趣旨 |  | |
| 愛称等の案 | （※デザイン等は別添資料によります。） | |
| 愛称等の理由 |  | |
| 命名権の付与を希望する  事業者等の名称(※) |  | |
| 希望する命名権料 | 円（年額／税別） | |
| 希望する命名権付与期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 | |
| 連 絡 先 | 担当者氏名 |  |
| 電 話 |  |
| ＦＡＸ |  |
| E-mail |  |

(※)申込者と同一の場合は記入不要

【関係書類】 提出するものにチェック

1) □登記事項証明書（発行から３か月以内の履歴事項全部証明書）

2) □定款、寄附行為その他これらに類する書類

3) □直近３事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書

4) □国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

5) □反社会的勢力排除に関する誓約書

※上記3)～4)に代わる書類の写し

□全省庁統一資格審査結果通知書

□文部科学省建設工事及び設計・コンサルティング業務に係る参加資格認定通知書

6) □愛称（看板）のデザイン案

（裏面）

※注意事項

1. 本学ネーミングライツ事業に応募できない法人等について

ネーミングライツ事業への応募資格を有する法人等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一　法令等に違反しているもの

二　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にあるもの

三　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する風俗営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの

四　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成１５年法律第８３号）第２条第２号に規定するインターネット異性紹介事業を営むもの

五　本学から建設工事、物品の購入及び製造、役務その他の契約に関する取引停止の措置を受けている期間中のもの

六　国、自治体等から違法または不適当な行為により営業停止その他の処分を受けている期間中のもの

七　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２５５号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っているもの

八　社会問題を起こしているもの

九　貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条第１項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和５６年法律第５９号）第２条第１項に規定する者を除く。）

十　賭け事に係る業種に属する事業を行うもの

十一　政治団体

十二　宗教団体

十三　国税、地方税等を滞納しているもの

十四　その他ネーミングライツ事業を実施する法人等として適当でないと認められるもの

1. 本学のネーミングライツ事業に使用することができない愛称について

愛称等には、次の各号のいずれかに該当するものは、使用することはできないものとする。

一　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

二　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

三　基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

四　政治性又は宗教性があるもの

五　社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの

六　個人又は法人の名刺広告に関するもの

七　公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

八　本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの

九　青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの

十　たばこの広告や喫煙を促すもの

十一　美観風致を害するおそれがあるもの

十二　その他愛称等として適当でないと認められるもの

# 国立大学法人佐賀大学ネーミングライツ事業契約書（案）

国立大学法人佐賀大学（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、甲が所有する施設又はその他財産（以下「対象施設等」という。）に企業名、商標名を冠した愛称（以下「愛称等」という。）を付与することができる権利等（以下「ネーミングライツ」という。）に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第 １ 条　本契約は、次条以下に定めるネーミングライツについて、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

　（ネーミングライツ）

第 ２ 条　甲は乙に対して、本契約に定めるところにより、甲が所有する対象施設等に、愛称等を付与することができる権利を認める。

（ネーミングライツの愛称）

第 ３ 条　本契約に基づき、乙が申し入れ、甲が承認したネーミングライツは、次の財産を対象とするものとする。

対象施設等名：○○○○○○（所在地：○○○○○○）

２　対象施設等の名称に関して付与する愛称等は、次のとおりとする。

日本語表記　「　　　　　　　　　　　　　　　　」

英語表記　　「　　　　　　　　　　　　　　　　」

３　甲は、甲の定める規則等、組織内部における文書の記載等において正式名称を使用する場合を除き、前項の愛称等を使用し、乙と協力して、愛称の定着に努力するものとする。

４　本契約の有効期間中において、乙は、原則として本契約における愛称等を変更することができない。

（契約の有効期間及び愛称の使用期間）

第 ４ 条　本契約の有効期間及び愛称等の使用期間は、　　　年　　月　　日から年　　月　　日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、本契約が終了した場合は、愛称等の使用についても同時に終了する。

（愛称等の設置）

第 ５ 条 甲は、甲が設置した対象施設等及び名称表示看板・サイン等（以下「看板等」という）に加えて、乙が愛称等を表示するものを設置することを了承する。

２　前項に定める場合のほか、乙は甲と協議のうえ、既に設置された対象施設等を案内する構内サインや案内板等の文字を、愛称を加えたものに変更することができる。

３　前２項に定める看板等の具体的なサイズ、色彩、設置箇所及び掲示方法等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

４　第１項及び第２項に定める看板、構内サイン、案内板等の文字の設置及び変更は乙が実施するものとし、 その費用は乙が負担するものとする。

（愛称等の管理）

第 ６ 条　愛称等の看板等の修繕、維持管理等に要する費用については、乙が負担する。また、看板等により第三者に損害が生じた場合の責は、乙の負担とする。

（その他の特典、付帯条件等）

第 ７ 条　甲は、甲乙協議のうえ、乙に対し、次の各号に掲げる特典を付与する。

（１）　甲は、本学の広報紙やホームページを通じて、愛称等の普及と定着に努力する。ただし、対象施設等の正式名称については変更を行わない。

（２）　乙は、対象施設等のネーミングライツを付与されていることを、乙の管理する媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができる。

（３）　前号の場合、甲は乙に対し、愛称等並びに対象施設等の動画及び静止画を使用することを認めるものとする。ただし、乙は対象施設等の動画または静止画を使用する際には、事前に文書により甲の了解を得なければならない。

（４）　甲は乙が対象施設等付近に乙の活動等を紹介するインフォメーションボードを設置することを認めるものとする。具体的なサイズ、色彩、設置箇所及び掲示方法等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（５）　乙は、希望により、学生向けの合同企業説明会・個別会社説明会への優先的参加、本学インフォメーションコーナー等への企業パンフレットを設置・配布することができる。

（６）　前各号に定めるもののほか、乙が応募時に提案した条件については、甲が書面により許可した場合に限り、これを認める。

２　前項各号に定める特典等の権利は、第三者への譲渡や転貸等はできない。

（ネーミングライツ料）

第 ８ 条　本契約に基づくネーミングライツ料は、年 円（うち消費税額及び 地方消費税額 円）とする。ただし、○○年度については、年 円

（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

２　乙は、前項に定めるネーミングライツ料について、甲の発する請求書により、甲の定める納入期限までに年度ごとに一括で納付しなければならない。ただし、初年度は契約日の翌月までを準備期間とし、それ以降を月割で計算した金額とする。

３　乙が所定の納入期限までに納付しない場合は、指定した納入期限の翌日から甲が収納した日までの期間の日数に応じ、その未納額に年３％の割合で計算した延滞金として甲に支払わなければならない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第 ９ 条　乙は、本契約により生じる権利及び義務について、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（契約の期間満了及び更新）

第１０条　乙は、本契約の更新を希望するときは、本契約の期間満了の３か月前までにその旨を甲に通知するものとする。

２　前項に定める通知を甲が受領したときは、本契約の目的と同目的の新たな契約について、経済事情等諸般の事情を考慮し、甲乙が協議するものとする。

３　第１項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が整わない場合には、本契約は第４条第１項に定める期間の末日をもって終了する。

４　前項の規定に基づき本契約を終了する場合は、乙は、第４条第１項に定める期間の末日までに、看板等を撤去し、その費用は乙が負担し、原状に回復するものとする。

５　前項の看板などの撤去及び原状回復を乙が行わないときは、甲が看板などを撤去し、その費用の全額を乙に請求することを乙はあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

（契約の解除）

第１１条　甲及び乙は、本契約の相手方につき、次のいずれかの事実が生じた場合は、第４ 条第１項に定める契約期間中であっても、何らの催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）　指定する期日までにネーミングライツ料の納付がなかったとき。

（２）　本学の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させたとき。

（３）　社会的信用を著しく損なう不祥事を起こしたとき。

（４）　倒産又は破産等をしたとき。

（５）　ネーミングライツ事業申込書（裏面）第１条各項のいずれかに該当

することとなったとき。

（６）　次条の規定により乙から契約解除の申し出があったとき。

２　乙の事情等によりネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には、１か月前までに、甲に契約の解除を申し入れるものとする。

３　前２項各号に定める契約解除が行われた場合の看板等の撤去については、前条第４項及び第５項の規定を準用する。

（ネーミングライツ料の返還）

第１２条　前条の規定により契約が解除された場合の既納のネーミングライツ料については返還しない。

（契約の変更）

第１３条　甲及び乙は、第４条第１項の契約期間中、重大な事情の変化が生じた場合には、 相手方に対して当該事情を通知のうえ、甲乙誠実に協議のうえ、契約内容を変更することができる。

２ 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議のうえ、契約内容を変更することができる。

（知的財産権）

第１４条 乙が、本契約における愛称等に関して知的財産権（知的財産基本法（平成１４年法律第１２２号）第２条第２項に規定する権利をいう。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを対象施設等の使用又は、この通常の事業に必要な範囲で、無償で使用することを認める。

２ 前項に定める以外の知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議により別途定める。

３ 愛称等が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の知的財産権を侵害する場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

４ 愛称等に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

５ 前２項の規定にかかわらず、甲が第三者に対し金員の支払を余儀なくされたときは、 乙は、甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（弁護士費用を含む）を直ちに支払う。

（損害賠償）

第１５条　甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第１６条 甲及び乙は、業務の実施に関し相手方から秘密である旨を明示して開示された情 報（以下「秘密情報」という。）をみだりに他者に漏らしてはならない。

２　前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も秘密情報を保有する限り効力を有する。

（管轄裁判所）

第１７条 本契約に関する訴えについては、佐賀地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判 所とする。

（疑義等に関する協議）

第１８条 本契約の内容に関し、契約に定めがない事項又は疑義が生じた場合には、甲乙の 協議により解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、双方記名のうえ、各１通を保有するものとする。

年 月 日

甲 佐賀市本庄町１番地

国立大学法人佐賀大学

学 長 兒　玉　浩　明

乙 ○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○

○○○○○ ○ ○ ○ ○